

令和6年度（2024年度） 学校経営方針

伊賀市立緑ヶ丘中学校

1. 経営方針

伊賀市教育大綱、伊賀市教育委員会教育方針、伊賀市人権同和教育基本方針を踏まえ、さらには、本校の生徒の実態や地域の状況を十分把握し、伊賀市学校教育の柱である「学力の伸長、人権意識の高揚、キャリア意識の確立」に取り組む。

すべての教育活動に対して情熱と使命感を持って臨み、生徒一人一人が自尊感情を高め、その個性と能力を伸ばし、確かな自己実現ができるよう「生きる力」を育成する。

生徒も教職員も自らを鍛え、互いに高まりあう関係を築くことによって活力ある学校づくりをめざす。

2. 教育目標

心身ともに健康で、生きて働く力、人権尊重を基盤とした豊かな心を持ち、自らを鍛え、仲間とともに高まろうとする生徒を育成する。

3. めざす生徒像

確かな学力と豊かな心を持ち、自らを鍛え、仲間とともに高まろうとする生徒

4. 努力目標

(1) 基礎学力の定着を図り、学んだことを積極的に活用する生徒を育成する。

- ・ 各教科において、タブレット端末を活用して、主体的で対話的な深い学びの実現に向けた授業改善に努め、学習時間の効率的な運用に取り組む。
- ・ 授業研究を積極的に行い、授業力の向上に努める。
- ・ 生徒個々の学習状況と到達度の把握に努め、実情に即した学習支援を行う。
- ・ 全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック及び標準学力検査（NRT）の結果を分析するとともに、外部講師を招聘した研究授業を積極的に行うことで授業改善に取り組み、授業力の向上を図りながら、個々の生徒の指導に生かし、学ぶ意欲と学力の向上をめざす。
- ・ 家庭と連携し、家庭学習を習慣化させる取組を進める。
- ・ 朝の読書活動を中心にして、読書活動を積極的に進める。
- ・ 英語検定等の取組を通して、英語力の向上を目指す。

(2) 自他の大切さを理解し、そのことを日常生活の中で実践できる生徒を育成する。

- ・ 生徒をとりまく生活実態を的確に把握し、教育活動全般を通して、生徒一人一人の個性を生かし、可能性を伸ばすための人権・部落問題学習に全教職員で取り組む。
- ・ 生徒が自分自身を見つめ、自らの「生き方」について深く考える機会として、「人との出会い」を中心に置いた、学年及び緑中ヒューマンタイム（全校集会）を計画的に実施する。
- ・ 人権・同和教育に関する校内研修の充実を図るとともに、校外における研修の機会には積極的に参加する。
- ・ 部落差別をはじめ障がいやLGBTに対する理解を深めるとともに、個別に教育的支援が必要な生徒に対して、そのニーズに応じた支援計画を策定し、その実践に努める。
- ・ 外国籍生徒（外国につながりを持つ生徒）の学習や生活の状況を的確に把握するため、初期適応指導教室や在日外国人支援団体（NPO）との連携を密にし、国際理解を図る活動を積極的に行う。
- ・ すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、個々の生徒理解に努め、積極的に言葉がけを行うとともに保護者やいじめ問題相談員との連携を密にする。
- ・ 緑ヶ丘中学校区の保育所（園）、小学校、高等学校との連携を深め、交流の機会を設ける。
- ・ 身近な環境や環境問題に関心を持ち、より良い環境を求めて主体的に活動する生徒を育成する。
- ・ 生徒会活動等、生徒が自主的・主体的に活動する場と機会を保障し、支援する。

(3) キャリア教育を推進し、自らの進路を積極的に切り拓き、自立する力を身につけた生徒を育成する。

- ・ コミュニケーション能力の向上を図るとともに生徒自身の持てる「力」を確かめる場とするため、「道德教育」を中心に生き方を学び、「人・人・人」「職場体験学習」等の具体的な体験活動や外部講師を招聘した活動を積極的に進める。
- ・ 「外国につながりを持つ児童生徒と保護者のための進路ガイダンス」の企画運営に積極的に参画するとともに、生徒・保護者の参加を促す。
- ・ 伊賀白鳳高等学校と協働した学習活動を計画・実践し、進路指導につなげる。
- ・ 情報の活用や情報モラルなどについての教育を充実する。

(4) 健康で安全な生活を送り、生命を大切に、粘り強くやり抜く気力と体力を持つ生徒を育成する。

- ・ 保護者や地域、関係機関等の協力を得て、生徒の規範意識の向上を図る。
- ・ 体力の向上と健康の保持増進をめざした保健指導を積極的に進める。
- ・ 生徒が将来にわたって健康であるために、学校給食を通して望ましい食習慣を身につけ

食に関して自己管理できる力を身につけるよう食教育を充実させる。

- ・ 自然災害に対する理解や備えのために、防災教育に取り組むとともに避難訓練を実施する。
- ・ 校内の環境整備に取り組む。
- ・ 部活動の意義を常に確認しつつ、「部活動ガイドライン」に基づき、その充実を図る。
- ・ 薬物等の乱用に関する学習を実施する。
- ・ 交通ルールの遵守を徹底し、登下校時等の交通安全指導を行う。

(5) 家庭や地域、関係機関等との相互理解・信頼関係を築き、開かれた学校づくりに努める。

- ・ 保護者や地域との望ましい関係づくりに心がけ、授業参観、緑祭(体育の部・文化の部)等の学校行事や講演会への参加を促す。
- ・ 校区内の小学校や高等学校との連携を深め、互いに交流する機会を積極的に設ける。
- ・ 学校と家庭の相互理解を深めるとともに、生徒や保護者による学校評価を実施する。また、学校運営協議会制度を導入し、学校への理解と参画を促す環境づくりをすすめる。
- ・ 学校だよりの発行、学校ホームページの更新と充実に取り組む。
- ・ 出会いや体験を通して「生き方」を学ぶために、教育活動全般において地域の人材や、地域の企業を有効に活用する。

(6) 働きやすい職場環境づくりに努め、教職員がゆとりを持ち、心身ともに健康に職務に取り組める環境を整える。

- ・ 時間外在校等時間の上限(月45時間以内、年360時間以内)を守る。
- ・ 会議時間の短縮を行う。
- ・ 毎週水曜日の定時退校(17:00~18:00)を実行する。
- ・ 「部活動ガイドライン」に基づき、原則水曜日のノー部活デーや土日どちらか1日の休養日とする。
- ・ 「チーム学校」として、教職員個々の「強み」を活かし、互いの信頼感を大切にした職場づくりに努める。
- ・ 校内研修等において、不祥事の未然防止やコンプライアンスについての研修を実施することにより、教職員のコンプライアンス意識を高め、不祥事根絶に向けた取組を進める。